

## 議案第66号

### 鳥取県立博物館協議会に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立博物館協議会に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県立博物館協議会に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立博物館協議会に関する条例（昭和33年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数)	(定数)

第2条 略

(任命の基準)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

(任期)

第4条 略

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が定める。

第2条 略

(任期)

第3条 略

(解任)

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中であってもこれを解任することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。